

京都市告示第64号

京都市京北森林公園条例第12条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都市京北森林公園の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
京北町 森林組合	京都市 右京区 京北 塔町 愛宕谷 25番 地の3	<ol style="list-style-type: none"> 1 京都市森林公園（以下「森林公園」という。）の使用許可に関する事。 2 森林公園の使用料の徴収に関する事。 3 森林公園に使用者が特別の設備をしようとする事の許可に関する事。 4 京都市京北森林公園条例第11条の規定による原状回復の検査に関する事。 5 森林公園の施設、付属設備及びその他の物品の保守及び安全に関する事。 6 管理業務を執行するために必要とする物品の調達及び整備に関する事。 7 森林公園の利用状況の調査及び利用促進に関する事。 8 森林及び林業の啓発に関する事。 9 林産物の紹介、展示及び販売に関する事。 10 京都市京北森林公園条例施行規則に定める諸様式による用紙の作成及びその保管に関する事。 11 その他森林公園の管理等に必要な業務

(産業観光局農林振興室林業振興課)